

川崎市高津区公告第8号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和8年2月20日

川崎市高津区長 白井 豊一

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和7年度	国民健康保険料	第1期分	令和8年3月3日	計2件
令和7年度	国民健康保険料	第2期分	令和8年3月3日	計8件
令和7年度	国民健康保険料	第3期分	令和8年3月3日	計13件
令和7年度	国民健康保険料	第4期分	令和8年3月3日	計13件
令和7年度	国民健康保険料	第5期分	令和8年3月3日	計21件
令和7年度	国民健康保険料	第6期分	令和8年3月3日	計26件
令和7年度	国民健康保険料	第7期分	令和8年3月3日	計65件

別紙省略